

滋 障 福 第 545 号
令和7年(2025年)3月24日

各障害福祉サービス等事業所 運営法人代表者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和7年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について

平素は、本県の障害福祉施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度(2025年4月サービス提供分から2026年3月サービス提供分)において、**福祉・介護職員等処遇改善加算**の適用を希望される場合は、下記により令和7年度計画書を提出願います。

なお、計画書の作成に当たっては、別添「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和7年3月7日付け障障発 0307 第1号・こ支障第11号)を御確認ください。

記

1. 提出書類

・ 別紙様式2-1、2-2(必ず県HP掲載の様式を使用してください)

※別紙様式2-3、2-4は補助金関係の様式になります。処遇改善加算に係る計画書と同時に提出しないでください。補助金に関しては別途県HP等でお知らせします。

※「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」または「障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書」

※処遇改善加算等を新規に算定または区分を変更する場合には計画書に併せて、上記の届出書を提出すること。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の処遇改善加算等に係る「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出は**健康福祉事務所ではなく、滋賀県障害福祉課**になります。ただし、処遇改善加算等に併せて特定事業所加算を新たに算定する等、処遇改善加算等以外の異動内容を含む場合は、滋賀県、健康福祉事務所、それぞれに御提出ください。

【様式ダウンロード先リンク】

計画書等

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syogaifukushi/16422.html>

体制届等

(者) <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syogaifukushi/303318.html>

(児) <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syogaifukushi/16424.html>

2. 提出期限

令和7年4月15日（火）※当日消印有効の取扱とします。

3. 提出方法

郵送（滋賀県障害福祉課 520-8577 大津市京町四丁目1番1号）

朱書きで「処遇改善加算計画書 在中」と記載願います。

4. 留意事項

- ・事業所の指定権者が滋賀県と大津市にまたがる法人にあつては、①指定権者が滋賀県の事業所と②指定権者が大津市の事業所に分けて作成の上、①については滋賀県（県庁当課）へ、②については大津市へ提出してください。
- ・障害福祉サービス等処遇改善計画書については、賃金改善実施期間中に賃金改善額が加算による受領額を上回らない場合、全額返還していただくことがありますので、十分御検討の上、計画書を提出してください。
- ・根拠資料については、計画書中「4 要件を満たすことの確認・証明」の各項目にチェックいただくことで保管されていることの確認に代えますので原則提出は不要です。
- ・各計画書の確認欄に「○」がついていることを確認してから提出してください。
- ・令和7年度計画書も様式が大幅に変更されておりますので、添付している様式を必ず使用してください。（令和6年度以前の様式を使わないでください。）

5. 問い合わせ先

計画書の作成や様式に関する問い合わせにつきましては、下記記載の厚生労働省・こども家庭庁コールセンターまで連絡願います。

○電話番号：050-3733-0230（かけ間違いのないように御注意ください）

○受付時間：9：00～18：00（土日含む）

※例年当課への問い合わせが多発しており、計画書審査業務に影響が生じております。原則、国通知や国コールセンターの利用をお願いします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

（R7.4～：事業所指導・人材確保係）

[TEL:077-528-3544](tel:077-528-3544)

E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp